宝塚市国民健康保険運営協議会

答 申 書

平成30年(2018年)1月18日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市国民健康保険運営協議会

会長 一圓 光彌 印

委員 寺本 尚美 即

委員 飛田 具美 印

県広域化における国民健康保険税について(答申)

平成30年(2018年)1月5日付け、宝塚市諮問第37号にて諮問のあった標記のことについて、平成30年1月5日及び1月15日の2回にわたり、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

答 申

県広域化における国民健康保険税について

1 平成 30 年度の所得割税率、平等割額及び均等割額は、据え置くことが適当である。

答 申 理 由

今般、市は、県広域化における平成30年度の国民健康保険税率等を据え置く ことについて諮問した。

これを受け、本協議会は、県から示された仮算定や本算定の標準保険料率が市の現行税率を下回っているものの、今後の標準保険料率の動向が不透明であり、平成30年度予算編成までの限られた時間の中で、現行の税率等の引き下げや引き上げを議論して適正な税率等を決定するのは困難であり、広域化後の動向をしばらくの間注視することが必要であることから、県広域化の初年度である平成30年度の国民健康保険税率等は据え置くことが適当と判断した。

また、平成30年度に県全体の医療給付費が増大した場合には、後年度の標準保険料率に上乗せされる仕組みとなることから、財政調整基金の役割が重要となるため、平成29年度に実質収支が黒字となった場合は、最大限基金に積み立てることを求めるものである。

なお、広域化後も保険税率の上昇を抑制するため、特定健診の受診率や特定保健指導の利用率の向上など新たなデータへルス計画に基づく効果的・効率的な保健事業、健康づくり事業への取組など歳出の抑制に努められたい。また、これまでの市独自の減免制度を維持しつつ、親切丁寧な納付勧奨や減免制度の周知を徹底し、納税しやすい環境づくりに努めるとともに、収納体制を強化するなど、収納率の向上に取り組み、保険者努力支援制度における評価点の向上を目指すことにより、歳入の確保を求めるものである。これら収支両面の改善策に全庁上げて取り組み、もって市民の生命と健康を支える社会保障の仕組みとしての国民健康保険事業の財政基盤の強化を図られたい。